資料3

消費者の標準化ニーズ調査（リーディングケース）に関する検討状況

平成２３年６月３０日
消費者政策特別委員会事務局

１．経緯

平成２０年５月開催の第１５回消費者政策特別委員会において、標準化における消費者参加を促進することを目的として、「消費者ニーズの把握・抽出・分析システムの構築について」に関する４つの取組方針が決定（参考資料２）。これを基に、以下の検討を実施。

・平成２０年度に、ＪＩＳに関する消費者ニーズ調査を実施し、ニーズを把握【取組方針１．標準化ニーズの把握】

・平成２１年度に、調査で把握された消費者からの要望の中で、原案作成団体が既に検討中のもの、あるいは今後検討を行う以降のあるもの６品目を、標準化優先テーマに特定するためのリーディングケースとして選定し、対応状況をとりまとめた。（参考資料３）【取組方針３．ニーズに基づく標準化優先テーマの特定】

２．平成２２年度の検討状況及び本年度の取組

平成２２年度は、引き続き、団体にヒアリングを行うなどして、対応状況を把握、一部の品目についてはＪＩＳ、ＴＳに反映されていることを確認（別紙）。

また、措置中の状況にあるものは、引き続きフォローアップを実施。

（別紙）

平成２２年度対応状況

製品	（1）扉・戸のドアノブサッシ
消費者の 標準化ニーズ	・扉・戸のドアノブの安全性。背の高さにより引っかかってしまう人がいる点。 ・ドア・サッシの構造によって、開閉時に指をはさみ、大怪我をするものがあるので、安全機能について標準化してもよいのではないか。

↓

規格番号	JIS S0024（高齢者・障害者配慮設計指針－住宅設備機器） TS A0027（高齢者・障害者配慮設計指針－住宅用ドア及び窓－建具金物）
原案作成団体	社団法人　日本建材・住宅設備産業協会（JIS S0024） 社団法人　日本サッシ協会（TS A0027）
平成 21 年度 対応状況 （第 20 回消政特資料より）	（1）現在の状況等 （ドアノブの安全性の担保）製造各社は、衣服を引っかけにくいもの、ぶつかっても傷つかないように丸みをおびたもの等安全性も考えた製品を開発しているものの、消費者が選択しているのではなく、建築設計士やインテリアデザイナーが「シャープ」「モダン」といったものを好む傾向にあり、ほとんど出荷されないのが現状。ドアノブ製造各社は、住宅施工業者などに製品を納入するため、消費者に対する危険防止のための注意喚起を取扱説明等に入れるよう、住宅施工業者等にその仕様書で案内しているところ。 （ドア・サッシの安全性担保）製造各社は、安全機能付製品として、ドア／サッシの開閉時の指挟み防止装置部品などを開発している。しかしながら、（消費者から工務店への直接のオーダー注文等除き、）入居者（消費者）と直接に契約するハウスメーカ等（戸建住宅の場合。集合住宅の場合はデベロッパー）とハウスメーカ等から請け負った設計事務所・住宅施工業者等は、安全部品への認知が不足していること、高コストであることなどから作成する建具の仕様に設定されない場合もあり、それに基づき、サッシメーカが建築物のパーツを下請けしていることから、安全機能付製品がほとんど出荷されないのが現状。サッシメーカ各社は、現在、ハウスメーカ、デベロッパー、設計事務所に対しては、新製品が発売された際には安全機能付製品を案内し、また事務所からの問合せ時やカタログ・ホームページで案内をしているところ。住宅施工業者に対しては、見積書、契約交渉、引渡し時に配布する取扱説明書などで案内。
	（2）消費者等よりの要望 消費者としては、安全な製品を選択するために必要な判断材料となる情報の入手を容易にするため、住宅展示場などで、各社の製品を紹介するなど、PRを積極的に進めてほしい。
	（3）今後の方向性 安全機能付製品は、通常製品よりも製造コストが高く、値段も高いこと等理由により、幼稚園、介護施設等特定建築物には採用例があるものの、ほとんど普及されていないのが実情。そのような状況下において、業界としては、消費者に対する安全機能付製品のPRを上記特的建築物設計段階でしかPRしておらず、消費者全体へのPR不足を否めないと認識している。現在、業界としては、建築業

	者に対し、建物引渡し時に取扱説明書に注意事項を記載して、消費者に提出するよう求めているが、さらに業界に対して、取扱説明書や安全配慮製品に関する情報提供・PR方法について検討するようお願いしたところ。日本サッシ協会では、消費者を初めとして、建築業者、設計業者等関係者に安全機能付製品をPRすることの重要性から、協会HPに安全性についての項目を設け、製造各社のHPの安全性製品・部品を閲覧できるように改訂検討中。また、取扱説明書の記載事項と配布方法についても検討する方向とのこと。製造各社は、建具の安全性についても検討する方向とのこと。製造各社は、建築の安全性について、製品開発時にリスクアセスメントを検討等行い、自己を未然に防ぐための安全性を考慮した製品開発を行っているところ。その後の対応については、業界団体等との意見交換を行いつつ、適切な対応ができるよう注視していくこととしたい。

↓

平成 22 年度 対応状況のフォローアップ	【現在の状況等】 ①業界団体である社団法人　日本サッシ協会においては、本年度においてPRを実施。消費者と設計者とが同じ情報を共有することにより、設計段階での製品の選択、消費者から設計者への伝達が円滑に進むことを期待。 平成２２年７月～　協会HPにおいて、「安全製品の紹介」として、各社製品を掲載し、問い合わせ先を公開。 平成２２年８月～　協会HPにおいて、安全に関する注意喚起を目的として「安全にお使いいただくために」を掲載し、一般の方に分かりやすい安全注意資料として公開。 ②ドアノブやサッシの安全設計への配慮については、JIS　S0024（平成１６年制定）及び TS A0027（平成２２年公表）において規定されている。 JIS S0024　5.1.2（屋内建具）a)寸法　3)引き残し，クリアランスなど ハンドルなどを操作する時に，手を挟みにくい寸法とすること TS A0027 5.1.4（ドア外観に関する要求性能） 足の筋力及び機能，視力又は平衡感覚が低下した人が、ドアを通過するときにとってなどの突起部に衣服を引っかけて転倒したり、ドアの操作部又は構成材の粗さによって身体の損傷に結びついたりする可能性がある。このような現象を防止するために、ドアの操作部及び構成材について，その形状及び表面処理などを設計段階で工夫する必要がある。 【今後の方向性】 安全機能付製品の開発は進んでいるものの、通常製品よりも製造コストが高く値段も高いこと等から、あまり普及しておらず、仮にそれらを標準的な製品としても市場に受け入れられるかわからない。ついては、安全機能を必要とする消費者等に、安全機能付製品の存在がきちんと認識されるようにすることが重要。今年度は上記のとおり、業界は安全機能付製品の例をHPに掲載しており、また、高齢者・障害者配慮設計指針のJIS・TSには安全配慮に関する事項の一部が盛り込まれ公表されており、これらのPR活動を通じて、安全配慮製品の普及促進が期待される。 ＜特段の支障が無い場合は、定期見直し（JISは5年後（2014　年）、TSは3年後（2013　年））で対応。新たなニーズが出てきた場合は、必要に応じて標準化の検討を行うことになる。＞

製品	（2）衣料・繊維，婦人服
消費者の 標準化ニーズ	手洗いできそうな服が、ドライクリーニングに過大表示してある。表示の意味がない。

↓

規格番号	JIS L 0217（繊維製品の取扱いに関する表示記号及びその表示方法）
原案作成団体	社団法人　繊維評価技術協議会
平成 21 年度 対応状況 （第 20 回消政特資料より）	（1）現在の状況等 繊維製品の取扱い絵表示は、家庭用品品質表示法繊維製品品質表示規程に基づき表示することとなっており、同規定はJIS L0217（繊維製品の取扱いに関する表示記号及び表示方法）を引用している。 現在、JIS L0217 の対応国際規格であるISO 3758（繊維製品のケアラベル）及び6330（家庭洗濯・乾燥試験方法）の改正作業が行われており、改正作業中のISO/DIS 3758（案）では「回復不可能なダメージを与えない最も厳しい案内（表示）をすること」と規定されている。今後はISO の進捗を見つつ、両ISO 規格をベースにJIS L0217 の改正を検討していく予定である。
	（2）消費者等よりの要望 表示の仕方が改正されて、消費者にとって分かりやすいより厳しい基準となるのは望ましい。
	（3）今後の方向性 原案作成団体と共にISO の進捗を見つつ、JIS 改正を検討していく。JIS 化の際は、関係者（衣料企業、洗濯機企業、洗剤企業等）とともに、過大表示問題についても議論を行う。

↓

平成 22 年度 対応状況のフォローアップ	【現在の状況等】 現在改正中の ISO/DIS 3758 では、「回復不可能なダメージを与えない最も厳しい案内（表示）をすること」とされている。例えば、70℃のお湯で選択しても大丈夫なものは、50℃と表示するのではなく、70℃で表示するようにということ。JIS もこの ISO 規格に合わせた改正を予定。これにより、当該 JIS を引用した繊維製品品質表示規定による表示内容も改善されることになる。 一方、表示者は、評価方法が存在しないことからリスク回避のため緩い表示をする傾向がある。ISO6330（家庭洗濯・乾燥試験方法）についても、日本の事情に合わせた改正提案を行っており、これが規格化された場合、表示者も安心して厳しい表示を付すことが可能となり、消費者にとって分かりやすいものとなることが期待できる。 【今後の方向性】 平成 23年度からISO規格に合わせつつ日本の実情と整合した JIS L 0217 の改正作業を予定。 この作業において、試験方法が日本の実情に即したものになることが期待されるが、従来の洗濯絵表示を大きく変更する等、全面的に見直すこととなり、繊維関係の生産、販売及び消費者等に周知徹底をどのように図るかが課題。 ＜本件は、標準化の観点からは措置中の状況にあるので、引き続きフォローアップを実施。＞

製品	(3)いす
消費者の 標準化ニーズ	とてもリラックスできるようないすで休んでいたところ、立ち上がろうとした時の体重移動により傾き、いすがひっくり返りそうになった。

↓

規格番号	①JIS S1203(家具―いす及びスツール―強度と耐久性の試験方法) ②JIS S1204(家具―いす―直立形のいす及びスツールの安定性の試験方法) ③ISO 7174-2(Furniture-Chairs-Determination of stability -Part2:Chairs with tilting or reclining when fully reclined, and rocking chairs)
原案作成団体	社団法人 日本オフィス家具協会
平成 21 年度 対応状況 (第 20 回消政特資料より)	(1)現在の状況等 いすの安定性の規定を含むISO21015:2007(オフィス家具－事務用いす－安定性、強度及び耐久性を求めるための試験方法)のJIS 化取扱いについて現在工業会で検討中である。その結果を踏まえ、今後、関連するJIS 規格の改正について検討する。 [関連JIS] JIS S 1203(家具―いす及びスツール－強度と耐久性の試験方法)、JIS S 1204(家具―いす一直立形のいす及びスツールの安定性の試験方法) (現状のJIS では、非回転椅子の安定性のみが規定されているが、ISO の制定を踏まえ、回転椅子も含めたJIS 改正について検討中)
	(2)消費者等よりの要望 家庭用の椅子も含めて原案作成いただきたい。
	(3)今後の方向性 原案作成団体におけるISO 規格の検証作業(試験方法等)の進捗を見つつ、JISの改正を検討していく。

平成 22 年度 対応状況のフォローアップ	【現在の状況等】 いすに関する試験方法として、以下2件の JIS が存在する。 ・JIS S1203(家具―いす及びスツール―強度と耐久性の試験方法) ・JIS S1204(家具―いす―直立形のいす及びスツールの安定性の試験方法) ただし、JIS S1204 では傾斜した状態のリクライニングいす等の安定性を求める試験を行うことができない。 傾斜した状態のリクライニングいす等の安定性を求める試験方法としてISO7174-2 が制定されているが、これまで、本案件に関する事故情報、クレーム・陳情等については原案作成団体に対して特に無かった。また、会員メーカ等からも JIS 化の要望は無かったため、ISO7174-2 を基にした JIS 化の検討は、これまで行っていなかった。 【今後の方向性】 本案件にあるようなリクライニングいすに関する製品事故情報(件数、事故の重大性など)については可能な限り調査を実施し、関係機関と意見交換を行いながら、JIS化の必要性について検討を行う。

	＜本件は、標準化の観点からは措置中の状況にあるので、引き続きフォローアップを実施。＞

製品	(4)洗面台他日用品
消費者の 標準化ニーズ	洗面台他日用品:「抗菌」とシールが貼られていたり、表示がある製品が、暮らしの中に増えています。しかし、抗菌機能の内容とそのレベルが、残念ながらよくわかりません。そのため、誤った使い方でせっかくの機能が正しく発揮されていない商品もあるように思います。JIS Z 2801:2000

↓

規格番号	JIS Z 2801(抗菌加工製品 ― 抗菌性試験方法・抗菌効果)
原案作成団体	一般社団法人 抗菌製品技術協議会
平成 21 年度 対応状況 (第 20 回消政特資料より)	(1)現在の状況等 抗菌の試験方法に関するJISZ2801(抗菌加工製品―抗菌性試験方法・抗菌効果)は既に制定されており、また、この規格を基にして工業会でSIAA マーク制度を行っている。しかしながら、JISZ2801 では、抗菌効果の持続性や人体への安全性、抗菌性能の表示方法に関する規定がないため、これらを盛り込んだ試験方法等を検討する。
	(2)消費者等よりの要望 JIS 化の方向で検討いただきたく、また、滅菌、殺菌、抗菌等の違いが分かりにくいので、もっと消費者に情報提供をしてほしい。
	(3)今後の方向性 原案作成団体と共に、抗菌効果の持続性や人体への影響について、種々の情報収集、確認実験等を今後2 年ほどを目処に行い、あわせて、JIS 化及び認証の検討を進める。また、一般消費者に対して、「抗菌」をもっと広報する。

↓

平成 22 年度 対応状況のフォローアップ	【現在の状況等】 原案作成団体では、抗菌の正しい意味や効果を消費者に正しく知ってもらうために、「抗菌」について分りやすくまとめたリーフレットやパンフレットをインターネット上で公開しているほか、新たにプロモーションビデオの製作を行い消費者団体などへの配布を通じて啓発活動につとめている。 さらに、本年度より、抗菌加工製品に関する新しいJISの開発に取り組んでおり、消費者が安心して抗菌製品を選択・使用していく上で必要な「製品表示」のあり方について、抗菌性能の耐久性や安全性などの具体的なテーマを通して、検討を進めている。 【今後の方向性】 消費者の抗菌に対する正しい理解のために、引き続き啓発活動に努める。 あわせて、消費者にとって必要な抗菌加工の製品表示について、JIS化に向けた具体的な検討を進める。 ＜本件は、標準化の観点からは措置中の状況にあるので、引き続きフォローアップを実施。＞

製品	（5）ガスストーブ
消費者の 標準化ニーズ	ストーブ等ガス火についてはもっと安全性を高めてほしい。

↓

規格番号	JIS S 2122:2008
規格名称	家庭用ガス暖房機器
原案作成団体	財団法人　日本ガス機器検査協会
平成 21 年度 対応状況 （第 20 回消政特資料より）	（1）現在の状況等 S2092:家庭用ガス燃焼機器の構造通則、S2093:家庭用ガス燃焼機器の試験方法、S2122:家庭用ガス暖房機器について、安全性を高めるための立消え時のガス弁閉止時間の規定等を追加した改正原案を作成し、2010 年JISC で審議予定。ガス暖房機器以外に、ガス温水機器、ガス調理機器、ガス衣類乾燥機に係るJISについても同時改正を行う予定。ガス機器の安全については、（社）日本ガス石油機器工業会において注意喚起や啓発活動を行っているほか、あんしん高度化ガス機器普及開発研究会に消費者団体も加わっていただき、意見交換を行っている。
	（2）消費者等よりの要望 （検討委員会・WGでは特に要望無し）
	（3）今後の方向性 JIS 規格の改正にあたっては、メーカー、消費者、中立者からなる原案作成委員会を開催し、検討を進めて、２０１０年にはJISC にて審議を行う予定。また、工業会をはじめ、ガス石油機器の安全な使用について啓発を行っていくこととしている。

平成 22 年度 対応状況のフォローアップ	【現在の状況等】 JIS の改正がなされた（２０１０年１１月２２日）。改正の内容は、以下の通りである。 ①安全装置や制御部が不正改造され、安全装置が作動しなくなったことが原因で起きた事故の対策として、安全装置(立消え安全装置、過熱防止装置、排気閉そく安全装置、過大風圧安全装置)が不正に改造されることを防止する基準を追加規定した。 また、重要な制御部(排気用送風機、燃焼用送風機、対流用送風機)についても同様に追加規定した。 ②自動的に点火動作を繰り返すものについては、1 回当たりの閉弁時間の規定に加え、安全強化のために、これまで規定されていなかった点火動作終了までの全サイクルのトータル閉弁時間を規定した。 ③自動的に点火動作を繰り返すものについては、再点火時に異常な状態（爆発的点火、炎のあふれ）にならないことを追加規定した。 【今後の方向性】

	改正内容を踏まえ、一層PRに努めて、規格等の普及を通じて消費者の安心に繋げていきたい。 ＜特段の支障が無い場合は、定期見直し（5年後の 2015 年）で対応。新たなニーズが出てきた場合は、必要に応じて標準化の検討を行うことになる。＞

製品	（6）IH 調理器
消費者の 標準化ニーズ	電磁波について、安全性が分かりにくくなっているがレベル位は示すものがあってもいいのではないか。

↓

規格番号	TS　C0044
規格名称	家庭用電気機器及び類似機器からの人体ばく露に関する電磁界の測定方法
原案作成団体	社団法人　電気学会
平成 21 年度 対応状況 （第 20 回消政特資料より）	（1）現在の状況等 人体に対する電磁波の測定方法を定めたIEC 規格（IEC62233：家庭用電気機器及び類似機器からの人体ばく露に関する電磁界の測定方法）に基づくTS 化が検討され原案は作成済み。しかしながら、特許に抵触する規定内容があることが判明したため、JISC においては公表を中止し、現在IEC の検討結果を待っているところである。現時点、IEC での検討進捗・結果は公表されていない。
	（2）消費者等よりの要望 電磁波の安全性に対して不安を感じている消費者は多いので、安心できる科学的な判断基準を示していただきたい。IH調理器のパワーアップが行われており、この規格作成の優先順位は高いと考える。
	（3）今後の方向性 現在、国際的に認められ、WHO が採用すべきと勧告している安全基準の限度値は、国際非電離放射線防護委員会（ICNIRP）により、ガイドラインとして公表。（本件は日本電機工業会のHP に説明あり、また、IH クッキングヒーターは安心してお使いいただける製品としてPR もあり。）IEC62233 は測定方法の規格であるが、世界的な共通の測定方法として使用されるものであり、特許問題の解決とその後の早急な対応が望まれる。

平成 22 年度 対応状況のフォローアップ	【現在の状況等】 家電製品全般の電磁波の測定方法については、 IEC62233 の翻訳として、TS C0064（平成２２年公表）において公表された。これにより、家庭用電気機器等からの人体暴露に関する電磁界の測定方法が世界的に統一され、各社が同じ基準に基づいて測定・評価されることが期待される。 【今後の方向性】 平成２２年１２月にTS C0064 が公表。これを踏まえ、一層ＰＲに努めて、ＴＳの浸透に繋げていきたい。 ＜特段の支障が無い場合は、定期見直し（3年後（2013 年）で対応。新たなニーズが出てきた場合は、必要に応じて標準化の検討を行うことになる。＞